

# 浜松市 盛土規制法の運用開始のお知らせ

令和7年5月26日からの盛土規制法の運用開始に伴い、以下お知らせします。

## 1.盛土規制法の許可について

### (1)許可申請について

- ・申請受付は毎月25日<sup>〆</sup>です。(25日が閉庁日の場合は、その前の開庁日)
- ・許可書交付はおおむね1か月後になります。(補正期間は1か月に含まない。)
- ・各月の許可申請受付締め切り日、許可書交付予定日は裏面にてご確認ください。
- ・各種申請様式はホームページで公開しています。(公開先は裏面)

### (2)申請手数料について

- ・浜松市収入証紙による手数料納付は終了となります。
- ・今後は許可申請受付、簡易審査の後、後日窓口にて申請手数料の納入通知書をお渡しします。
- ・指定金融機関等での納入通知書払い又はスマートフォン、PCからのカード決済にて手数料をお支払いください。

### (3)完了検査について

- ・許可を受けた工事が完了した場合は4日以内に完了検査を申請してください。
- ・検査は毎週火曜日に実施します。(予備日:水曜日)
- ・火曜日までに検査申請を受け付けたものを、翌週火曜日に検査実施します。
- ・検査時間の指定はできません。

※中間検査が必要な工事の中間検査については別途調整します。

### (4)指定区域・許可審査基準について

- ・浜松市では、市内全域が盛土規制法の「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定されます。
- ・浜松市では、両区域とも同じ基準により許可対象となります。(許可対象規模は裏面)
- ・規制区域、溪流等の範囲※、許可審査基準をホームページで公開しています。(公開先は裏面)

※溪流等の範囲…造成時に特別な措置が必要となる区域

### (5)事前相談等について

- ・毎週火曜日は検査日のため担当者が不在となり、事前相談等に応じられない場合があります。

## 2.過去の宅地造成などの許可情報の公開について

- ・過去に許可を受けた宅地造成等規制法許可、都市計画法開発許可、盛土規制法許可の情報がインターネットで閲覧できます。(URLアドレスは裏面)

## 3.静岡県盛土環境条例の届出書等の受付について ※静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例

- ・県に提出する県盛土環境条例の届出書等は市盛土対策課(本庁舎6階)及び市環境保全課(鴨江分庁舎4階)で受付できます。(市経由で県へ送致)

〈お問い合わせ〉  
浜松市 盛土対策課  
電話 053-457-2307

◎盛土規制法の許可申請の受付締め切り日と許可書交付予定日

	受付締め切り※5月は期間	許可書交付予定
令和7年5月分	5/26(月)～5/30(金)	7/7(月)～7/11(金)以降
令和7年6月分	6/25(火)	8/8(火)以降
令和7年7月分	7/25(金)	9/9(火)以降

◎公開先ホームページ等

①盛土規制法に係る各種様式

許可申請等に係る各種申請様式を公開中

浜松市公式ホームページ『手続き・暮らし』⇒『住まい・建築』⇒『盛土等に係る情報・申請』  
⇒『盛土規制法に係る各種様式』

②盛土規制法に関する手続きについて

手続きフロー、申請・許可スケジュール、手引（許可基準）を公開中

浜松市公式ホームページ『手続き・暮らし』⇒『住まい・建築』⇒『盛土等に係る情報・申請』  
⇒『盛土規制法に関する手続きについて』

③盛土規制法に関する説明について

盛土規制法の概要等の説明動画を公開中

浜松市公式ホームページ『手続き・暮らし』⇒『住まい・建築』⇒『盛土等に係る情報・申請』  
⇒『盛土規制法の概要』

④浜松市盛土・開発許可マップ

<https://experience.arcgis.com/experience/fc5c4dd7939a4d79bdb8ffff2c6218f24>

- ・現在はプレ公開状態となります（5月26日より本運用開始）
- ・宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、溪流等の範囲を公開中
- ・平成10年以降の宅地造成等規制法の許可と旧住宅地造成事業に関する法律による造成情報を公開中
- ・順次、都市計画法開発許可、盛土規制法許可を追加



◎許可対象となる盛土等の規模(宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域 共通)

宅地造成に限らず、太陽光発電施設、駐車場、一時的な土石堆積など使用用途に限らず下記の規模の造成が対象です。

**土地の形質の変更（盛土・切土）** 用途例：住宅団地、工業団地、ショッピングモール、ゴルフ場 等

要件	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

盛土又は切土のみの場合も含め面積が500㎡超

▷崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

**一時的な土石の堆積** 用途例：ストックヤード、工事現場外における仮置き 等

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		